

## 11月1日 府中教育の日、11月は府中教育月間

府中市では、平成23年3月定例議会において「府中教育の日を定める条例」を制定し、11月1日を「府中教育の日」、「11月を府中教育月間」と決めました。

市民の皆さんが教育に対する関心と理解を深め、学校、家庭及び地域社会が連携して府中市教育の充実と発展を図り、心豊かでたくましく、確かな学力を備えた明日の府中を担う子どもたちを育て、市民の皆さんが、生涯にわたって自ら学び、地域社会の振興に主体的に参加できるように、全ての市民の皆さんが参加する教育都市づくりをめざしています。

### 参考 府中教育の日を定める条例（平成23年3月17日条例第3号）

（趣旨）

第1条 市民の教育に対する関心と理解を深め、学校、家庭及び地域社会が連携して本市教育の充実と発展を図ることにより、心豊かでたくましく、確かな学力を備えた明日の府中を担う子どもたちを育成するとともに、市民が、生涯にわたって自ら学び、地域社会の振興に主体的に参加する人づくりを進めるため、府中教育の日を設ける。

（府中教育の日）

第2条 府中教育の日は、11月1日とする。

（府中教育月間）

第3条 府中教育の日の趣旨にふさわしい取組を行う期間として、毎年11月を府中教育月間とする。

（市の取組）

第4条 市は、学校、団体、企業及び市民等との連携並びに協力のもと、府中教育の日の趣旨にふさわしい取組を推進するとともに、広く市民への普及を図るものとする。

（市民の取組）

第5条 市民は、前条に規定する市の取組に積極的に参加するとともに、自ら府中教育の日の趣旨にふさわしい取組を行うよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。